



ビル&キープ方式の原則化の検討に係る今後の進め方 (案)

令和 8 年 6 月 9 日
事 務 局

1. ビル&キープ方式の原則化の検討に係る今後の進め方（案）

- 一部の事業者から、音声通話市場における規制対応コスト・運用コストの削減に向けてビル&キープ方式の原則化が希望されている。固定電話のIP網への移行や音声通話市場の縮退を踏まえれば、ビル&キープ方式の原則化により、事業者・行政ともに音声通話に係るコストを最小化（~~するとともに、着信接続料収入に依存し、他社網のコスト影響を受ける事業環境から、自社網のコストのみでサービスを提供できる事業環境に移行~~）することは、将来に向けた対応として望ましいものであると考えられる。
- 事業者の事業環境の観点からも、ビル&キープ方式の原則化は、着信接続料収入に依存し、他社網のコスト影響を受ける事業環境から、自社網のコストのみでサービスを提供できる事業環境に移行することで、サービス設計の柔軟性向上や新規参入の促進が期待されることから、望ましいものであると考えられる。
- また、複数の事業者から、音声接続について、非指定事業者の設定する接続料が高止まりする恐れ、事業者間では接続料の妥当性判断が困難、高止まりした接続料によりトラヒック・ポンピングが発生、といった事業者間協議で解決し得ない課題が存在するとの指摘がある。こういった課題への対応としても、ビル&キープ方式の原則化は有効と考えられる。
- この点、事業者及び行政における音声通話に係る規制対応コスト・運用コスト、柔軟な事業環境、音声接続における課題等の観点から、現行制度、ビル&キープ方式の原則化及び接続料単価の統一化を比較した結果は別紙のとおりであり、~~またがって~~、今後は、ビル&キープ方式の原則化を進めることを前提として、その実現に向けた以下の課題について検討を進めることが適当ではないか。

今後の進め方（案）別紙

	現行制度	接続料単価の統一化 (指定事業者接続料を基に統一)	接続料単価の統一化 (Pure LRIC方式)	ビル&キープ方式 (構造的に片務的な呼を除く)	ビル&キープ方式 (全ての呼を対象)
制度運用に係る コスト負担の軽減	× 各種接続料制度の運用に係る行政の負担あり、当該制度に基づき接続料を算定する指定事業者の負担大	△ 統一接続料算定に係る行政・事業者の負担は現行制度と同じ	△ Pure LRICモデルの構築等に係る行政・事業者の負担大	○ 基本的に制度運用に係る負担は解消 (構造的に片務的な呼は、簡易な精算方法により負担軽減)	◎ 制度運用に係る負担は解消
事業者間協議に係る コスト負担の軽減	協議 ×、精算 × 接続料の設定に関する協議・精算に係る事業者の負担大、紛争となった場合には行政の負担あり	協議 ○、精算 × 接続料の設定に関する協議に係る事業者の負担は解消されるが、精算に係る負担は存続	協議 ○、精算 × 接続料の設定に関する協議に係る事業者の負担は解消されるが、精算に係る負担は存続	協議 ○、精算 △ 基本的に協議・精算に係る負担は解消 (構造的に片務的な呼は、簡易な精算方法により負担軽減)	協議 ○、精算 ○ 協議・精算に係る負担は解消
柔軟な事業環境 (利用者料金等)	× 他社網コストの影響を考慮する必要があり、利用者料金の設定などサービス設計の柔軟性を阻害	△ 接続料単価の統一化により利用者料金の設定等に係る他社網のコスト影響の予見可能性が向上 ※ただし、トラフィック量による影響は存続	△ 接続料単価の統一化により利用者料金の設定等に係る他社網のコスト影響の予見可能性が向上 ※ただし、トラフィック量による影響は存続	○ 基本的に自社網コストのみを考慮すれば足りるため、サービス設計の柔軟性向上や新規参入の促進が期待される (構造的に片務的な呼は、統一の精算方法によりコスト影響の予見可能性が向上)	△ 自社網コストのみを考慮すれば足りるため、サービス設計の柔軟性向上や新規参入の促進が期待される 他方、構造的に片務的な呼について、サービス提供事業者によるフリーライドが発生
指定事業者による 市場支配力の濫用 への対応	○ 各種接続料制度により指定事業者の接続料が適正原価＋適正利潤を超えないことを担保し、市場支配力の濫用を防止	○ 接続料単価の統一化により指定事業者の接続料設定に係る市場支配力の濫用を防止	○ 接続料単価の統一化により指定事業者の接続料設定に係る市場支配力の濫用を防止	○ 接続料を不要とすることにより指定事業者の接続料設定に係る市場支配力の濫用を防止 (構造的に片務的な呼は統一の精算方法による)	○ 接続料を不要とすることにより指定事業者の接続料設定に係る市場支配力の濫用を防止
非指定事業者による 接続料高止まりの おそれへの対応	× 非指定事業者の接続料については、妥当性判断が困難であり、高止まりするおそれ	× 接続料単価は統一化されるが、非指定事業者の接続料の妥当性の検証が困難。実際のコストより高止まりするおそれ	○ Pure LRIC方式による接続料単価の統一化により非指定事業者による接続料高止まりのおそれは解消	○ 非指定事業者による接続料高止まりのおそれは解消 (構造的に片務的な呼は統一の精算方法による)	○ 非指定事業者による接続料高止まりのおそれは解消
トラヒック・ポンピング のおそれへの対応	× 高止まりした接続料によるトラヒック・ポンピングのインセンティブが存続	× 実際のコストより高止まりした接続料によるトラヒック・ポンピングのインセンティブが存続	△ Pure LRIC方式による接続料低廉化によりインセンティブの低下が期待されるが、トラフィック量を増加させ接続料収入を増加させるおそれは存続	○ 基本的にトラヒック・ポンピングのおそれは解消 (構造的に片務的な呼は、簡易な精算方法によりインセンティブの低下が期待される)	◎ トラヒック・ポンピングのおそれは解消
事業者の現在の 収益構造への影響	○ 着信コストを接続料で回収する現行のビジネスモデルを継続	○ 基本的に多くの事業者は、着信コストを接続料で回収する現行のビジネスモデルを継続	△ Pure LRIC方式による接続料の低廉化により、着信接続料収入に依存した事業者は相当の収入減が想定され、ビジネスモデルの見直しが必要	△ 基本的に着信接続料収入が無くなるため、着信接続料収入に依存した事業者は相当の収入減が想定され、ビジネスモデルの見直しが必要	× 着信接続料収入が無くなるため、着信接続料収入に依存した事業者は大幅な収入減が想定され、ビジネスモデルの見直しが必要。また、構造的に片務的な呼について、発信・着信事業者は一方向的な収入減となる

（１）構造的に片務的となる呼の扱い

- 規制・運用コスト最小化の観点からは、ビル&キープ方式は全ての事業者に一律に導入し、呼種に関わらず接続料の算定・精算を行わないこととすることが望ましいが、構造的に片務的となる呼※については、ビル&キープ方式の対象とした場合、ネットワークの利用とコスト負担の公平性が担保できない。このため、構造的に片務的となる呼については、ビル&キープ方式の対象とするのではなく、精算方法の簡素化を行うことが適当ではないか。一部の事業者からは、トラヒックによらない定額方式やレベニューシェア方式等の精算方式の導入が提案されており、今後、全事業者で統一的な方法を策定する必要があると考えられるため、引き続き検討していくことが必要ではないか。

※構造的に片務的となる呼としては、付加的役務電話番号（0AB0）、事業者識別番号（00XY）、付加的役務識別番号（1XY）及び緊急通報番号（110／118／119）に係る通話並びに国際通話が想定される。

（２）円滑な移行の促進

- 双務的な一般呼においても事業者間の発着信トラヒックバランスに偏りがあることから、ビル&キープ方式を導入した場合、事業者の収益構造に影響を与える可能性があるとの指摘がある。しかし、これは現在の事業者間精算の仕組みを前提としたこれまでの競争の結果生じているものであるため、構造的に片務的となる呼のようにビル&キープ方式の対象外とはせず、ビル&キープ方式の原則化までに一定の移行期間を設け、事業者のみならず利用者に対しても制度変更について周知を行うとともに、必要に応じて激変緩和措置を実施することで、事業者のビル&キープ方式への円滑な移行を促進することが適当ではないか。

（３）原則化の適用時期

- ビル&キープ方式の原則化の適用時期については、全事業者一律に、遅くとも2031年度に係る接続料からビル&キープ方式を適用することを原則化することを目処として、上述の移行期間や事業者がPSTNマイグレーションに伴い構築した精算システムの更改時期等も考慮し、今後さらに検討を行うことが適当ではないか。その際には、その必要性も含め、激変緩和措置についても具体的な検討を行うことが適当ではないか。

（４）検討の進め方等

- 接続政策委員会における検討に加え、構造的に片務的となる呼の精算方法の詳細等、ビル&キープ方式の原則化に向けた運用面の具体化にあたっては、必要に応じて、**総務省も関与する形で**事業者間の協議の場を設けて検討を進めることが適当ではないか。

（５）法制面の措置に向けた検討

- 現在、電気通信事業法では、第一種指定電気通信設備を設置する事業者に対して、固定電話の接続料が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた水準となるよう、総務省令で定める方法による算定を求めており、第二種指定電気通信設備を設置する事業者に対して、携帯電話の接続料が、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた水準を超えないように求めている一方、非指定事業者は自網の接続料を任意に設定することが可能となっており、事業者間協議を通して決定することが基本となっている。ビル&キープ方式の原則化にあたっては、指定事業者のみならず非指定事業者を含め、全ての事業者に一律に同方式が適用されることが必要となることから、公正な競争の促進や電気通信役務の円滑な提供の確保といった電気通信事業法の目的を踏まえ、電気通信事業法をはじめとする関係法令の改正、各種ガイドラインの改定等、ビル&キープ方式の原則化に必要な法制面の措置に向けた検討を行うことが適当ではないか。
- なお、ビル&キープ方式の原則化後に、モバイル接続料における音声／データの費用配賦の簡素化を行うかどうか及びビル&キープ方式の導入によるMVNOの影響等については引き続き検討・確認していくことが適当ではないか。